

## 「カニの購入」しつこい電話勧誘 不要ならきっぱり断る

海産物のおいしい季節になり「新鮮なカニを入荷しました」などという電話勧誘が盛んになる時期です。今回は、このような勧誘を受けた場合の注意点をご紹介します。

▼1人暮らしの母が「しつこいカニ業者に困っている。断っているのに、きょうだけで3回も電話をかけてくる」という。業者名は聞き取れず不明。今後の対処法は。

(30代・女性)

▼突然の電話で「〇〇県の復興支援になるから」と海産物の購入を勧められた。いつもは電話勧誘など断るが「復興支援」と持ちかけられ、つい購入を了承したが、やはり解約したい。明日、代引きで商品が届く予定だが、どうしたらよいか。

(50代・女性)

▼自宅に電話があり、強引にカニの勧誘が始まった。最初は家の者に相談すると言って遠回しに断っていたが、次第に脅すような口調になったので、「いりません」とはっきり言って電話を切った。もし商品が届いたらどうしたらよいか。(60代・男性)

「今回は値引きします」「今回だけ特別」などと強調したり、「被災地支援になる」「地震で店舗がダメになった」などと消費者の善意につけ込んで執拗に電話勧誘される場合がありますが、不要と思ったらきっぱりと断り、すぐに電話を切ることが重要です。

勧誘を断った後に再度電話がかかってくることもありますが、一度電話勧誘を断った相手に対し事業者が再び電話勧誘することは法律で禁止されていますので、相手にせず思い切って電話を切るようにしましょう。

断りきれず商品を購入してしまった場合でも、電話勧誘や訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（一定期間内であれば無条件で契約解除できる）することができます。また、申し出期間を過ぎていても、クーリング・オフできる場合がありますので、解約したいと思ったら、あきらめずに、できるだけ早く、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

代引き配達された場合は、代金を支払ってしまうと、後で事業者と連絡が取れなくなった場合に代金を取り戻せなくなる恐れがありますので、代金の支払いに応じないようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや！)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。